



発行 東京都

目次

告示

- 令和3年度東京都補正予算の公表……………一  
……………（財務局主計部議案課）…
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の変更……………六  
……………（住宅政策本部住宅企画部民間住宅課）…
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指  
定……………六  
……………（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）…
- 森林法第百八十九条の掲示（三件）……………七  
……………（産業労働局農林水産部森林課）…
- 告示（教）……………七
- 告示（選）……………八
- 政治活動のために寄附を受け、又は支出をするこ  
とができなくなった団体（二件）……………九
- 告示（公）……………九
- 警察署協議会委員の委嘱……………二
- 告示（議）……………二
- 東京都議会議員記章規程の一部改正……………六

公告

- 開発行為に関する工事完了（二件）……………七  
……………（都市整備局多摩  
建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………七  
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二  
件）……………七  
……………（同）…

告示

●東京都告示第百四十号  
令和三年六月七日東京都議会の議決を得た令和3年度の  
東京都補正予算を、地方自治法（昭和二十二年法律第六  
七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表  
する。

令和三年六月十五日

東京都知事 小池 百合子

令和3年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和3年度東京都一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ424,287,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,112,377,348千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	国庫支出金	1,470,732,559	362,141,081	1,832,873,640
	01 国庫負担金	212,523,027	4,556,110	217,079,137
	02 国庫補助金	1,241,811,580	357,473,470	1,599,285,050
	03 委託金	16,397,952	111,501	16,509,453
11	繰入金	1,009,753,635	62,146,683	1,071,900,318
	03 基金繰入金	998,021,711	62,146,683	1,060,168,394
12	諸収入	356,758,349	36	356,758,385
	09 雑入	78,842,528	36	78,842,564
歳 入 合 計		8,688,089,548	424,287,800	9,112,377,348

歳出

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
02	総務費	241,591,992	6,382	241,598,374
	05 区市町村振興費	120,371,104	6,382	120,377,486
08	福祉保健費	1,394,886,237	309,433,161	1,704,319,398
	02 医療政策費	54,248,967	154,499	54,403,466
	03 保健政策費	334,627,000	45,206	334,672,206
	04 生活福祉費	40,095,000	118,660,912	158,755,912
	05 高齢社会対策費	224,309,602	749,341	225,058,943
	06 少子社会対策費	324,692,661	69,936	324,762,597
	07 障害者施策推進費	201,242,325	1,631,375	202,873,700
	08 健康安全費	138,452,081	188,121,892	326,573,973
09	産業労働費	1,633,859,319	112,143,126	1,746,002,445
	02 産業労働管理費	1,099,008,665	72,993,600	1,172,002,265
	03 商工業振興費	443,978,093	38,372,273	482,350,366
	05 労働費	47,941,561	777,253	48,718,814
11	港湾費	107,454,000	1,466,040	108,920,040

（単位 千円）

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
	03 島しょ等港湾整備費	23,602,000	1,466,040	25,068,040
17 諸支出金		1,712,382,000	1,239,091	1,713,621,091
	02 他会計支出金	1,205,029,980	1,239,091	1,206,269,071
歳 出 合 計		8,688,089,548	424,287,800	9,112,377,348

令和3年度東京都病院会計補正予算

（総則）

第1条 令和3年度東京都病院会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度東京都病院会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

			（既定予定量）	（補正予定量）	（計）
1 患者数					
普通	入院	延	1,199,005人	9,840人	1,208,845人
合計	入院	延	1,559,260人	9,840人	1,569,100人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 病院事業収益	180,109,000千円	2,243,755千円	182,352,755千円
第1項 医業収益	154,278,750千円	2,061,715千円	156,340,465千円
第2項 医業外収益	25,830,250千円	182,040千円	26,012,290千円
収入合計	180,109,000千円	2,243,755千円	182,352,755千円
支出			
第1款 病院事業費用	180,109,000千円	2,243,755千円	182,352,755千円
第1項 医業費用	177,971,226千円	2,243,755千円	180,214,981千円
支出合計	180,109,000千円	2,243,755千円	182,352,755千円

（他会計からの補助金）

第4条 予算第8条の一般会計から補助を受ける金額「39,162,000千円」を「40,401,091千円」に改める。

（たな卸資産購入限度額）

第5条 予算第9条のたな卸資産購入限度額「29,653,000千円」を「29,850,186千円」に改める。

## 令和3年度東京都一般会計補正予算

### 予算総則

令和3年度東京都一般会計の補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ28,639,304千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,141,016,652千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

## 第1号 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	国庫支出金	1,832,873,640	9,536,379	1,842,410,019
	02 国庫補助金	1,599,285,050	9,536,379	1,608,821,429
11	繰入金	1,071,900,318	7,984,400	1,079,884,718
	03 基金繰入金	1,060,168,394	7,984,400	1,068,152,794
12	諸収入	356,758,385	11,118,525	367,876,910
	04 受託事業収入	58,511,946	11,118,525	69,630,471
歳 入 合 計		9,112,377,348	28,639,304	9,141,016,652

## 歳出

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	福祉保健費	1,704,319,398	18,549,304	1,722,868,702
	08 健康安全費	326,573,973	18,549,304	345,123,277
09	産業労働費	1,746,002,445	10,090,000	1,756,092,445
	03 商工業振興費	482,350,366	10,090,000	492,440,366
歳 出 合 計		9,112,377,348	28,639,304	9,141,016,652

●東京都告示第八百四十一号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百二十二号)第四十一条第二項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)から住所及び支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年六月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 支援法人の名称及び 特定非営利活動法人せたがや福祉サポートセンター  
変更後の住所 世田谷区梅丘一丁目六十一番十  
三号マンションアトリエ三〇一  
号室

二 支援業務を行う事務 世田谷区梅丘一丁目六十一番十  
所の変更後の所在地 三号マンションアトリエ三〇一  
号室

三 変更の年月日 令和三年六月七日

●東京都告示第八百四十二号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第二十一条の五の二十五及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第百二十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年六月十五日

東京都知事 小 池 百合子

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センター)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人天童会	児童発達支援センターマイム	東村山市青葉町3-9-33	令和3年3月1日

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
ホープウェル株式会社	カレッジガーデン	江東区北砂5-20-13-101	令和3年1月1日
有限会社ファーストジェイビー	コベルプラス 五反野教室	足立区足立4-40-3 レジデンスタワー 五反野202	同 日
バイオニア企画株式会社	てらびあぼけっと 住吉駅前教室	江東区住吉2-16-7 住吉コートクハイル2階	令和3年2月1日
株式会社素寛	コベルプラス 町田教室	町田市森野6-379-1 プロウグレッサアオキ2階202号室	同 日
株式会社トヤマ	たまキッズルーム 高幡不動	日野市程久保1-27-4 程久保ATTビル1階101号室	同 日
NPO法人GreenApple	GreenApple大沢	三鷹市大沢4-10-15	同 日
特定非営利活動法人ケンパ・ラーニング・コミュニティ協会	チャイルドデイケア「ケンパ井の頭」	三鷹市井の頭1-14-5	同 日
一般社団法人ひかり	ますかっつ	東大和市向原4-21-8	同 日
特定非営利活動法人ガブリエル	ガブリエル	目黒区中町1-6-5 目黒Kハイツ101	令和3年3月1日
株式会社バンブーワオ	バンブーワオ阿佐ヶ谷北校	杉並区阿佐ヶ谷北2-15-6 スターク阿佐ヶ谷101号室	同 日
株式会社ライブクリエイト	リッスンアンドコミュニティ五反野教室	足立区弘道2-12-25 サンマンション五反野 1階 108号室	同 日
株式会社モアスマイルプロジェクト	もりもりの森	青梅市新町2-10-17	同 日

サービスの種類 放課後等デイサービス

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
ホープウェル株式会社	カレッジガーデン	江東区北砂5-20-13-101	令和3年1月1日
株式会社K-STAGE	すかいきつぷあるふあ	足立区梅島1-22-4	同 日
武蔵野市	武蔵野市放課後等デイサービス パレット	武蔵野市桜堤1-9-9 桜堤ケアハウス2階	同 日
株式会社トヤマ	たまキッズルーム 高幡不動	日野市程久保1-27-4 程久保ATTビル1階101号室	令和3年2月1日
NPO法人GreenApple	GreenApple大沢	三鷹市大沢4-10-15	同 日
株式会社NEXUS	こどもプラス両国教室	墨田区石原1-38-11 新井ビル1階	同 日



四六番二	
八丈島八丈町大賀郷九 五八番一	高橋翔

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、令和二年東京都告示第千四百四十八号のとおり。

●東京都告示第八百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を揭示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

令和三年六月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に 係る保安林の所在場所	所在が不明な 通知の相手方	揭示場所
青ヶ島村無番地	菊池義行	青ヶ島村
青ヶ島村無番地	廣江つね子	役場

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定

である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、令和三年東京都告示第二十八号のとおり。

●東京都告示第八百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を揭示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

令和三年六月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に 係る保安林の所在場所	所在が不明な 通知の相手方	揭示場所
西多摩郡奥多摩町留浦 字茂久保二二一七番二、 同番四、同番五、同番 七及び字中ノ谷二二一 五番	清水彦三	奥多摩町 役場
西多摩郡奥多摩町留浦 字ぼうず谷二一六〇番 口	新田千里	

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三にお

いて準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、令和三年東京都告示第二百十号のとおり。

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に 係る保安林の所在場所	所在が不明な 通知の相手方	揭示場所
西多摩郡奥多摩町留浦 字茂久保二二六二番四	武藤福藏	奥多摩町 役場

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、令和三年東京都告示第二百十一号のとおり。

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第三十九号

東京都立図書館館則（昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号）第四条ただし書及び第十一条ただし書の規定により、東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館を次のように休館する。

令和三年六月十五日

東京都教育委員会

- 一 期日 令和三年七月十六日、同年八月二十日及び同年九月十七日

- 二 理由 設備等の保守点検のため



告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第六十二号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により令和三年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年六月十五日

東京都選挙管理委員会

政治団体名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地
自由民主党東京都江戸川区第二十三支部	齊藤 正隆	稲垣 博	江戸川区北小岩8-24-6
自由民主党東京都北区第二十二支部	佐竹 貴宏	濱川 俊	北区赤羽北1-10-13
自由民主党東京都豊島区第二十四支部	芳賀 竜朗	遠竹 よしこ	豊島区池袋1-16-20
愛犬党	小林 崇央	葉袋 一久	渋谷区桜丘町27-1
秋元英之後援会	秋元 英之	秋元 英之	渋谷区上原3-33-17
足立区まちづくり研究会	米山 泰志	米山 泰志	足立区栗原4-5-1
安全安心な社会を創る政治の会	小川 暁男	大河 弘	府中市若松町2-11-6
いのち・くらし・平和・文化をまもる台東区民の会	寺山 邦裕	山室 常太	台東区竜泉1-15-2
生方ゆういち後援会	生方 裕一	生方 裕子	国立市富士見台2-32-8
NHKから国民を守る会	小林 崇央	葉袋 一久	渋谷区桜丘町27-1
榎本はじめ後援会	榎本 一	上田 建一	北区滝野川2-6-11
冤罪110番	小林 崇央	葉袋 一久	渋谷区桜丘町27-1
小川あきお後援会	小川 暁男	大河 弘	府中市若松町2-11-6
片平浩二後援会	片平 浩二	杉林 邦典	北区上十条3-28-5
木村ユースケ後援会	木村 祐介	木村 里菜	世田谷区若林4-31-17
近未来フォーラム大田区	安田 輝久	安田 麻文	大田区山王2-1-2
くらしみらい研究会	望月 秀一	若林 健次	中央区明石町1-29
元気な多摩をつくる会	篠塚 元	河辺 康太郎	多摩市聖ヶ丘3-2-8
原発ゼロを実現する会	中澤 俊一	宮島 路夫	練馬区豊玉南1-1-12
国分寺市民クラブ	村松 俊武	村松 健太	国分寺市本多4-13-11
小山みつる後援会	中島 幹夫	小山 祥夫	昭島市拝島町5-1-28
斉藤まさたか後援会	増田 忠史	稲垣 博	江戸川区北小岩8-24-6
佐竹たかひろ後援会	佐竹 貴宏	濱川 俊	北区赤羽北1-10-13
品川区未来技術研究会	高野 洋介	神宮 宏和	品川区荏原2-12-2
渋谷のみらいをつくる会	秋元 英之	秋元 英之	渋谷区上原3-33-17
島田あや後援会	島田 彩	田村 礼二	青梅市長淵3-187-4
たかだひとみとはばたく会	高田 ひとみ	高田 真三子	江戸川区西一之江1-15-5
高野洋介後援会	高野 洋介	神宮 宏和	品川区荏原2-12-2
高橋えいち後援会	高橋 英一	高橋 佐知子	荒川区西日暮里6-46-12
武田政揮後援会	武田 政揮	高力 真琴	葛飾区金町3-20-13
地方議員をゼロにする会	小林 崇央	葉袋 一久	渋谷区桜丘町27-1
東京都医師政治連盟葛飾支部	安藤 進	周藤 昌行	葛飾区立石5-15-12
配置販売業を考える会	西村 安弘	狐塚 泰子	港区虎ノ門1-5-8
みなと無所属の会	門屋 俊吾	門屋 俊吾	港区芝浦4-19-1
みんなの党渋谷	小林 崇央	葉袋 一久	渋谷区桜丘町27-1
無給党	木村 欣司	木村 欣司	葛飾区柴又4-15-12
むさしのYプロジェクト	谷中 竜雄	谷中 竜雄	武蔵野市吉祥寺北町3-5-3
野党勢力の結集を目指す会	中澤 俊一	宮島 路夫	練馬区豊玉南1-1-12
米山やすし地区後援会連合会	米山 泰志	米山 泰志	足立区栗原4-5-1

●東京都選挙管理委員会告示第六十三号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第二項の規定により令和三年六月一日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年六月十五日

東京都選挙管理委員会

政治団体名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地
くしぶち万里後援会	辰巳 博司	今井 保	町田市森野2-25-13
税金と年金をムダ遣いから守る会	若林 亜紀	柳田 文生	港区台場1-1-2











告示(議)

●東京都議会議員記章告示第二号

東京都議会議員記章規程(昭和三十九年東京都議会議員制定)の一部を次のように改正する。

令和三年六月十五日

東京都議会議員 石川 良一

第一条中「はい用」を「はい用」に改め、同条第三項中「かえて」を「代えて」に改める。

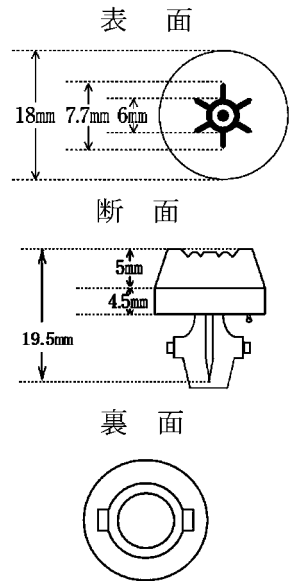
第二条及び第三条中「および」を「及び」に改める。

第四条中「き損」を「毀損」に改める。

第五条中「都議会議員」を「議長」に改める。

(別図)中(記章)を次のように改める。

(記章)



記章の制式

地質、金色、金属及び紺色モール  
大きさ、右図のとおり

表面、金色金属とし「東京都議会議員記章」  
裏面、金色金属とし「西暦年号及び番号」を入れる。  
の文字と「西暦年号及び番号」を入れる。



附則

この告示は、令和三年七月二十三日から施行する。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年六月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

羽村市栄町一丁目六番二

福生市加美平二丁目十四番一

株式会社山一建設

代表取締役 山野井 優

国分寺市北町五丁目十二番十三

新宿区西新宿一丁目二十二番二

ミサワホーム不動産株式会社

代表取締役 岡村 康晴

日野市百草八百七十七番四及び八百七十八番三十五の各一部（第三工区）

西東京市東伏見三丁目六番十九号

タクトホーム株式会社

立川市錦町五丁目百六十一番一の一部及び同番十二

府中市四谷四丁目五十二番一

南建設株式会社

代表取締役 粕谷 勝彦

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年六月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

東村山市栄町三丁目十九番六及び同番六地先

西東京市芝久保町四丁目二十六番三

株式会社東栄住宅

代表取締役 佐藤 千尋

府中市四谷四丁目二十九番二から同番四まで、同番二十四及び同番二十九

立川市羽衣町三丁目二番十

株式会社ランドファースト

代表取締役 横山 勇人

小金井市本町三丁目二千八百五十八番一の一部、同番十二及び二千八百六十三番の一部

小金井市本町三丁目十二番一

小金井市本町三丁目十二番一

鴨下ちえ子

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体) において団体名及びその代表者の氏名」「(二)住所(団体にあっては所在地)」「(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、令和三年六月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一）に到着するように提出してください。

令和三年六月十五日

東京都知事 小 池 百合子

（仮称）ビバモール八王子多摩美大前

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 小売業を行う者の氏名又は名称

六 新設をする日

七 店舗面積の合計

八 駐車場の位置及び収容台数

九 駐輪場の位置及び収容台数

十 荷さばき施設の位置及び面積

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

十二 小売業を行う者の開店時刻

十三 小売業を行う者の閉店時刻

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯

十五 駐車場の自動車

八王子市鑑水二丁目百八番一ほか  
株式会社ビバホーム  
埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一  
令和四年一月二十日  
二万一千四百三十平方メートル  
店舗内ほか 九百五十台  
店舗内ほか 九百五十台  
店舗内ほか 九百十八平方メートル  
店舗内 五十二・〇立方メートル  
午前六時十五分ほか  
午後十時四十五分ほか  
午前六時から午後十一時までほか

の出入口の数及び位置

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことがで  
きる時間帯  
午前六時から午後十時までほか

十七 届出日  
令和三年五月十九日

十八 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業  
振興課(新宿区西新宿二丁目八番  
一号)

十九 縦覧期間  
令和三年六月十五日から同年十月  
十五日まで。ただし、東京都の休  
日に関する条例(平成元年東京都  
条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十  
分まで。ただし、正午から午後一  
時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に  
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下  
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店  
舗の変更について届出があったので、同条第三項において  
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、  
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう  
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団  
体)」「(二)住所(団体)」「(三)意見」を記載した書面を  
添えて、令和三年六月十五日から四月以内に東京都産業労  
働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)に到着するよう提出してください。

令和三年六月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

二 店舗所在地  
世田谷区深沢一丁目八番一号

三 設置者名

四 設置者住所  
日本濾過器株式会社  
神奈川県相模原市緑区橋本台一丁  
目十二番一号

五 変更を行った小売  
業者の氏名又は名  
称

六 変更前の小売業者  
の代表者名

七 変更後の小売業者  
の代表者名

八 変更日

九 届出日

十 縦覧場所

十一 縦覧期間

十二 縦覧時間

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

千代田区大手町二丁目三番二号ほか

五 変更を行った設置  
者名  
住友商事株式会社ほか一名

六 変更前の設置者住  
所  
中央区晴海一丁目八番十一号(住  
友商事株式会社)

七 変更後の設置者住  
所  
千代田区大手町二丁目三番二号  
(住友商事株式会社)

八 変更前の設置者の  
代表者名  
松野 仁(株式会社日本建築住宅  
センター)

九 変更後の設置者の  
代表者名  
合田 純一(株式会社日本建築住  
宅センター)

十 変更前の小売業者  
の氏名又は名称  
株式会社マルエツほか十九名

十一 変更後の小売業  
者の氏名又は名  
称  
株式会社マルエツほか十七名

十二 変更を行った小  
売業者の氏名又  
は名称  
株式会社セブン・イレブン・ジャ  
パンほか二名

十三 変更前の小売業  
者の住所  
埼玉県朝霞市東弁財三丁目十三番  
六号(日本リビング株式会社)

十四 変更後の小売業  
者の住所  
新宿区大久保一丁目二番十七号  
(日本リビング株式会社)

十五 変更前の小売業  
者の代表者名  
古屋 一樹(株式会社セブン・イ  
レブン・ジャパン)ほか

十六 変更後の小売業  
者の代表者名  
永松 文彦(株式会社セブン・イ  
レブン・ジャパン)ほか

十七 変更日  
令和二年五月三十一日ほか

十八 届出日  
令和二年十一月九日

十九 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業  
振興課(新宿区西新宿二丁目八番  
一号)

<p>二十 縦覧期間 令和三年六月十五日から同年十月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>二十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年六月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。</p> <p>令和三年六月十五日 東京都知事 小池百合子</p> <p>一 店舗名 西友深沢店 二 店舗所在地 世田谷区深沢一丁目八番一号 三 設置者名 日本濾過器株式会社 四 設置者住所 神奈川県相模原市緑区橋本台一丁目十二番一号 五 変更前の駐輪場の 店舗北側 四十八台</p>
<p>六 変更後の駐輪場の位置及び収容台数 店舗北側 百十台</p> <p>七 変更前の荷さばき施設の位置及び面積 店舗北側 七十二平方メートル</p> <p>八 変更後の荷さばき施設の位置及び面積 店舗北側 百四平方メートル</p> <p>九 変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗外北側ほか 八・六七立方メートル</p> <p>十 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗北側 二十一・六〇立方メートル</p> <p>十一 変更前の開店時刻 午前十時</p> <p>十二 変更後の開店時刻 午前九時</p> <p>十三 変更前の閉店時刻 午後八時</p> <p>十四 変更後の閉店時刻 午後十時四十五分</p> <p>十五 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時四十五分から午後八時十分まで</p> <p>十六 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十一時まで</p> <p>十七 変更前の駐車場の自動車の入出口の数及び位置 三箇所 店舗西側ほか</p>	<p>十二 変更後の開店時刻 午前九時</p> <p>十三 変更前の閉店時刻 午後八時</p> <p>十四 変更後の閉店時刻 午後十時四十五分</p> <p>十五 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時四十五分から午後八時十分まで</p> <p>十六 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十一時まで</p> <p>十七 変更前の駐車場の自動車の入出口の数及び位置 三箇所 店舗西側ほか</p>
<p>十八 変更後の駐車場の自動車の入出口の数及び位置 二箇所 店舗西側ほか</p> <p>十九 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前八時から午後七時まで</p> <p>二十 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後九時まで</p> <p>二十一 変更日 令和四年一月二十八日</p> <p>二十二 届出日 令和三年五月二十七日</p> <p>二十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>二十四 縦覧期間 令和三年六月十五日から同年十月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>二十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>二十一 変更日 令和四年一月二十八日</p> <p>二十二 届出日 令和三年五月二十七日</p> <p>二十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>二十四 縦覧期間 令和三年六月十五日から同年十月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>二十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 ウイズ原宿 二 店舗所在地 渋谷区神宮前一丁目十四番三十号 三 設置者名 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 四 設置者住所 千代田区外神田四丁目十四番一号 五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗内 八十三台 六 変更後の駐車場の 店舗内 五十六台</p>

位置及び収容台数

七 変更日 令和四年二月四日

八 届出日 令和三年六月三日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間 令和三年六月十五日から同年十月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)  
郵便番号 163-8001

定価 本号  
一箇月 五〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)  
郵便番号 113-0001

